

損害賠償請求事件に係る求償について

令和2年8月28日

1 求償権の行使の可否

損害賠償請求事件（中津東高校事案）の判決（令和2年7月7日 大分地方裁判所中津支部）において、元柔道部顧問の暴行が認定され、本人の故意・重過失によるものであり、求償する。

2 求償額の算定

損害賠償金150万1240円と遅延損害金30万5375円の合計180万6615円を求償額とする。

3 求償の対象者及び求償額

元柔道部顧問に対し、180万6615円の支払を求める。